平成２８年（フ）第４１３号
京都府京田辺市河原平田13番地72、前住所京都府宇治市広野町宮谷88番地の48
債務者　酒見　　貴
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
京都市伏見区久我森の宮町７番地の123
債務者　逵　　康雄
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
京都府宇治市菟道中筋14番地の13　オーク21・202号
債務者　木下　秀樹
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３９号
京都府八幡市男山弓岡５番地－Ｂ８－106
債務者　寺原　昭一
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２９号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目８番５号　ネオシティ道明寺406号
債務者　長濱　都子（旧姓山頭・藤井）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
沖縄県浦添市宮城４丁目13番２－405号　ショコレーヴ
債務者　眞志喜英美（旧姓惠茂田・山城）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６１号
盛岡市三本柳２地割42番地13　ロイヤルハイツⅠ101号、旧住所盛岡市永井20地割５番地158　ドリームハウスＢ－102号
債務者　中野　　光
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７２号
盛岡市南大通３丁目13番６号
債務者　白土　暢浩
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５６号
静岡県富士宮市貴船町13番８号　ピーコックプラザ３号室
債務者　小澤　　滋
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０３号
愛知県稲沢市松下２丁目14番５号　松下倶楽部Ｂ203
債務者　各務　吉昭
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０７号
奈良市鳥見町４丁目４番地の３　富雄団地32－101号
債務者　川瀬　里美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３０５号
広島市安佐北区可部南１丁目８番18－101号
債務者　中岡　　敬
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８号
香川県高松市多賀町２丁目10番17号
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２５号
福岡県みやま市高田町北新開827番地
債務者　西山　眞弓
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１９号
香川県丸亀市飯山町東小川1975番地30
債務者　川上　勝徳
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２０号
香川県丸亀市飯山町東小川1975番地30
債務者　川上ゆかり
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第２６号
香川県仲多度郡多度津町本通１丁目８番33号
債務者　小野比斗美（旧姓荻野）
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部